

令和 7 年度明石市地域未来塾実施要領

1 目的

学習内容が量的、質的にも多く複雑となり、授業の理解が不十分になりやすい小学校 3 年生を主な対象として、教員 O B や地域住民等の協力を得て学習教室を開催することにより、学習の遅れの解消や学習習慣の定着を図る。

2 実施内容

(1) 基礎学力の補充を目的とした学習教室（数と計算領域の「計算」の技能及び国語科の漢字を中心とする）「わくわく地域未来塾」を、令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月までの土曜日の午前中に、1 時間半程度（原則 9：30～11：00）、年間 25 回程度実施する。

(2) 児童への指導を担当する学習支援員は、教員 O B、地域住民及び大学生等とする。

(3) 児童は各自の課題に応じた学習に取り組み、学習支援員が支援する。

3 実施方法

(1) 事業の主催者

明石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

(2) 実施校区

市内全 28 小学校区

※ 校区単位で事業を委託し実施することができる。

(3) 対象

参加を希望する小学校 3 年生の児童

人数：1 会場あたり、20～25 名程度

参加希望者数が多い場合は、2 グループでの分割実施等を検討する。

(4) 実施会場

原則として実施小学校区のコミュニティセンター

(5) 報酬等

① 学習支援員には、1 回あたり 2,000 円（税込）の謝金を支払う。

② 学習支援員には、市の規定に基づき旅費を実費支給する。

(6) 参加者の募集

実施校区の 3 年生に対し、教育委員会が当該小学校（以下「小学校」という。）を介して募集案内と応募者の取りまとめを行う。

日程 5 月上旬 教育委員会から小学校へ募集案内を送付。

以降、小学校で 3 年生に対し募集案内配布。

5 月下旬 小学校での申込み締め切り。

小学校から教育委員会へ参加申込書を送付。

- ※① 小学校での募集案内配布時には、各学級担任から児童に対して本事業の趣旨についての説明を行うよう依頼する。
- ② 参加者の名簿は、教育委員会が作成し小学校に返送する。
- ③ 委託により実施する校区についても、上記に準じた募集を行う。

(7) 参加児童の安全確保

- ① 参加児童（以下「児童」という。）の実施会場までの往復は、小学校の通学路を通ることとする。
- ② 児童は傷害保険に加入する。加入にかかる費用は教育委員会が負担する。

(8) 児童の出欠

- ① 児童の当教室への出欠の確認については、学習支援員が行い、欠席の連絡がない場合は、教育委員会を通じて当該児童の保護者に確認する。
- ② 児童が当教室を欠席する場合は、保護者が当日の朝 8 時 30 分までに教育委員会へ連絡することとする。

4 その他

- (1) 教育委員会は、事業実施の効果および成果、課題等について検証を行うため、事業実施後、児童を対象としたアンケートを実施する。
- (2) 教育委員会または事業受託者は、学習支援員の調整や連絡、小学校との連絡調整、実施会場の管理等を担当する。
- (3) 気象警報発表時及び学校・学年・学級閉鎖時は実施しない。気象警報が発表される可能性が高いと判断した場合は、前日の午後 5 時までに教育委員会又は事業受託者が事前中止を決定する。
- (4) 地域未来塾を委託により実施する場合は、校区の実情に応じて、実施日、対象等の実施内容及び実施方法について、校区独自に別に定めることができるものとする。